令和8年11月17日
記者会見資料
総務部危機管理防災課

長野市国土強靭化地域計画(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について

パブリックコメントの実施概要

◇ 募集期間	**令和8年11月27日(金)から12月28日(月)まで(必着)**
◇ 計画(案)の閲覧場所 意見・提案用紙の配布窓口	危機管理防災課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ
◇ 提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、ファックス、Eメール、持参(閲覧窓口)
◇ 提 出 先	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 総務部危機管理防災課 FAX:026−224−5109 Eメール:kikibousai@city.nagano.lg.jp
◇ 意見等の公表	検討結果について市ホームページで公表

1. 国土強靭化地域計画の概要

① 計画策定の経緯

国	平成25年(2013)12月	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を施行(第13条・・・国土強靭化地域計画:市町村の策定は努力義務)
	平成26年(2014) 6月	国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定(以降随時見直し)
	令和5年(2023)6月	基本法を改正
	令和7年(2025)6月	第1次国土強靭化実施中期計画を策定
県	平成28年(2016)3月	「長野県強靭化計画」を策定
	平成30年(2018)3月	「第2期長野県強靭化計画」を策定
	令和5年(2023)3月	「第3期長野県強靭化計画」を策定
市	令和3年(2021)7月	「長野市国土強靭化地域計画」を策定 (計画期間は令和3年～令和8年度末まで)

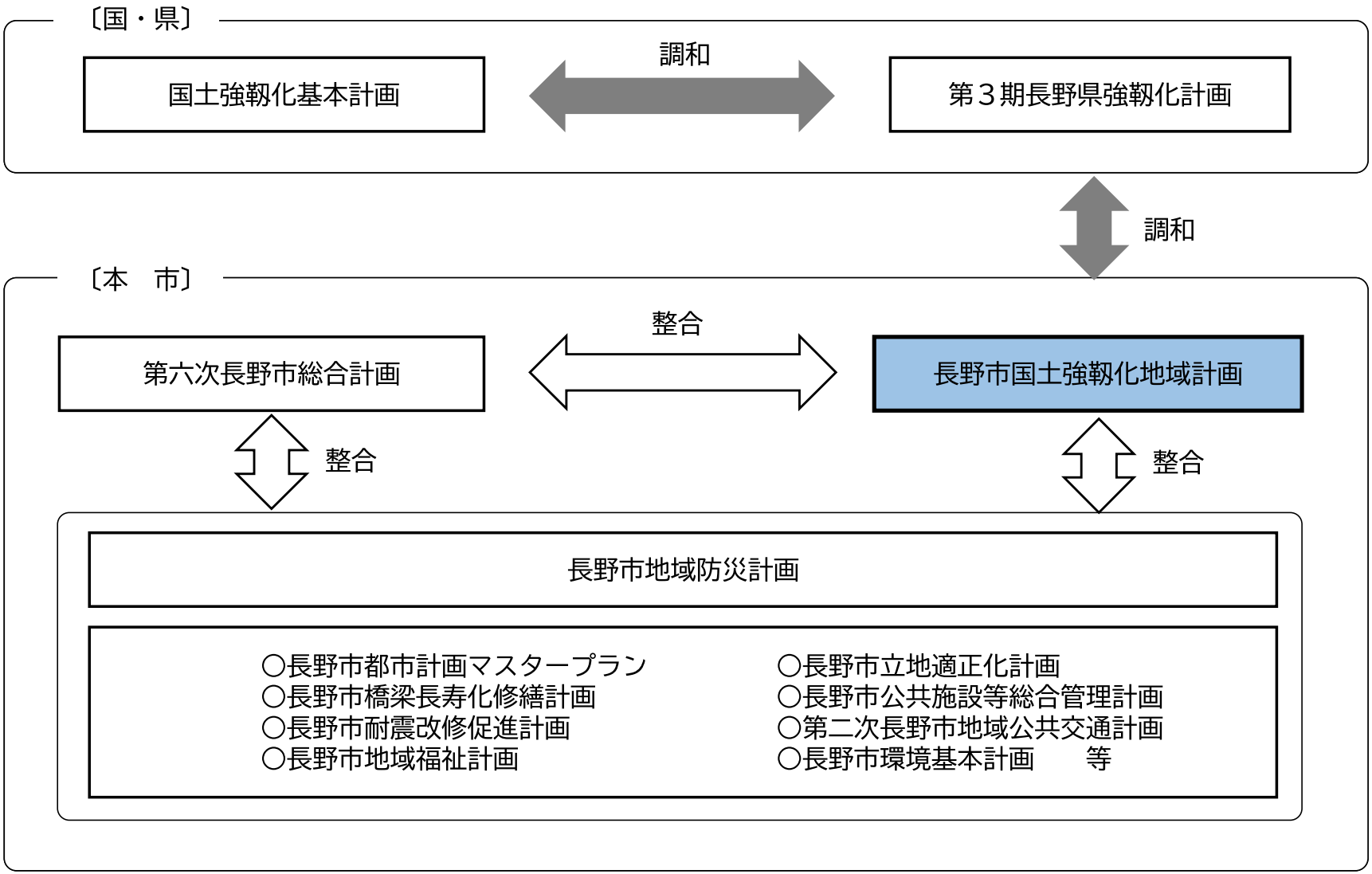
② 計画策定の趣旨

国や県の防災・減災に対する取組を踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づき、「長野市国土強靭化地域計画」を策定しました。

③ 計画改訂の趣旨

現行計画が令和8年度末をもって期間満了となることから、近年発生した大規模災害から得られた知見を反映し、国や県の計画との調和を図りつつ、新たな強靭化に向けた改訂を行うもの

④ 計画の体系と計画期間等



○改訂計画の期間は令和9年4月1日～令和14年3月31日（令和13年度末）までの5年間
○対象とする災害は、大規模な地震、水害及び土砂災害等とします。
○計画改訂に当たっては、防災・減災分野の有識者から意見等を伺い、反映させています。

2. 目指すべき将来の姿

本計画では、国土強靭化の趣旨を踏まえ、想定されるリスクに対してあらゆる分野において強靭化を推進し、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興の実現を目指すとともに、本市総合計画の目指す将来像を踏まえ、次のとおり目指すべき将来の姿を設定します。

幸せを未来へ紡ぐ『ながの』～強靭なまちはみんなで創る～

3. 基本目標

基本目標は、本市の国土強靭化を推進するうえで最も重要な基本的な方向を示すものとして、基本法第8条に規定された国土強靭化の基本方針などを踏まえ、次の4つの基本目標を継続します。

Ⅰ．人命の保護が最大限図られること
Ⅱ．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ．迅速な復旧復興

4. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害の発生を想定して、具体化した達成すべき目標として、以下の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者等に対し、迅速に救助・救急活動が行われること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ること

※目標の統合

前回策定した計画では、「事前に備えるべき目標」として、上記6つの目標に加え、「(6)二次的な被害を発生させないこと」を掲げていましたが、国や県の計画において当該目標が他の目標に再編・統合されたことから、本市の改訂においても、国や県の計画との整合を図るため、他の目標への再編・統合を行います。

5. 脆弱性評価の考え方と見直し

今回の計画改訂にあたっては、令和3年7月策定の計画に基づく取組による本市の強靱化の進捗状況や、改善された脆弱性の結果と、新たに見出された現在の脆弱性を改めて評価し、再度本市の強靱化のための取組内容を設定します。

■本計画で取組を設定する検討フロー

前回計画策定に当たり評価した、本市の脆弱性改善の進捗等確認

▽

新たな脆弱性の評価〔現状分析・評価〕

▽

リスクを回避するための取組内容の検討と設定

また、本計画の施策分野については、脆弱性評価を踏まえ、次項に示す33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、第六次長野市総合計画の13項目の個別施策分野について設定し検討します。

13項目の施策分野												
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
人権・福祉	健康・医療	若者・子ども	教育・学び	防災・安全	コミュニティ	環境	都市整備	商工業	文化芸術	観光	スポーツ	農林業

6. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と強靭化に向けた取組

本市では、事前に備えるべき7つの目標を設定し、あらかじめ「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を検討・設定したうえで、適切な対応方策を講じることで、各目標の達成による強靭化を進めてきました。

改訂計画では事前に備えるべき目標を6つに再編するとともに、脆弱性評価を踏まえ以下に示す33の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、これを回避するための対策を講じることにより強靭化を進めていくものとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		強靭化に向けての取組内容
1	人命の保護が最大限図られること	1－1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	(1)住宅・宅地の耐震化 (2)住宅市街地の防災力の強化 (3)消防・救急の強化 (4)自主防災力の向上 (5)緊急輸送路等の沿道建築物との耐震化の促進
		1－2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	(1)公共建築物等の耐震化、長寿命化 (2)多数の者が居住・利用する建築物の耐震化 (3)都市防災力の向上 (4)消防・救急の強化 (5)自主防災力の向上
		1－3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生	(1)治水対策 (2)避難所・避難体制の整備 (3)防災意識の啓発、情報提供 (4)自主防災力の向上 (5)水害対応力の強化

※市民の生命等に関わるもの等、緊急性の高いものを「重点化すべきリスクシナリオ」として設定します。
(1-1～4、2-1、2-5～7、3-1、4-2～3、5-3、5-5、6-2～3)

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		強靭化に向けての取組内容
1	人命の保護が最大限図られること	1－4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	(1)土砂災害対策 (2)土砂災害等への対応力の強化 (3)土石流・地すべり等の二次災害の防止 (4)土砂災害発生危険地等の周知・警戒 (5)ため池等の維持・管理 (6)土砂災害を想定した消防・救急の強化 (7)土砂災害に対する自主防災力の向上
		1－5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	(1)火山防災事前対策 (2)降灰対策 (3)火山噴火を想定した消防・救急の強化 (4)火山噴火に対する自主防災力の向上
		1－6	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	(1)避難情報の収集・伝達能力の確保 (2)自主防災力の向上
2	負傷者等に対し、迅速に救助・救急　活動が行われること	2－1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	(1)緊急輸送路等の整備・強化 (2)積雪による集落等の孤立対策 (3)食糧・飲料水等の備蓄 (4)水道施設の耐震化等 (5)自主防災力の向上 (6)事前対策等の策定
		2－2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	(1)自主防災力の向上 (2)消防体制の強化 (3)災害対応力の強化
		2－3	救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	(1)エネルギー供給体制の強化 (2)医療機関におけるエネルギー確保対策の強化
		2－4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	(1)一時滞在場所の提供 (2)帰宅困難者用備蓄の整備 (3)防災訓練の実施・防災計画の策定

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		強靭化に向けての取組内容
2	負傷者等に対し、迅速に救助・救急　活動が行われること	2－5	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	(1)災害医療体制の強化 (2)災害受援体制等の強化 (3)医療機関における災害対応力の強化 (4)緊急輸送路等の整備・拡充
		2－6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(1)災害廃棄物・し尿等の処理 (2)避難所の衛生管理対策の強化 (3)疫病・感染症の予防、災害関連死の防止
		2－7	避難所等における環境の悪化	(1)避難所の生活環境の維持・向上 (2)避難行動要支援者、外国人避難者、ペット、在宅避難者等への対応
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3－1	市役所をはじめとする行政機関の大幅な機能低下	(1)行政機能の災害対応力の強化 (2)災害情報・通信機能の多重化・強化 (3)広域連携体制の強化 (4)庁舎等の代替エネルギーの確保 (5)復旧・復興への対応
		3－2	停電・通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	(1)災害情報・通信機能の多重化・強化 (2)避難行動要支援者等への情報伝達 (3)非常用電源・エネルギー等の確保 (4)災害対応力の強化
		3－3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(1)災害情報・通信機能の多重化・強化 (2)観光客・外国人等への情報伝達 (3)災害対応力の強化
		3－4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収取・伝達ができず、避難行動や救助・救援活動が遅れる事態	(1)災害情報・通信機能の多重化・強化 (2)避難行動要支援者、観光客、外国人等への支援体制

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		強靭化に向けての取組内容
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4－1	電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止	（1）災害時のエネルギー確保
		4－2	上水道等の長期間にわたる供給停止	（1）下水道施設の耐震化・老朽化対策 （2）飲料水・用水の確保 （3）水道の復旧・復興
		4－3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	（1）下水道処理施設の耐震化・老朽化対策 （2）一般廃棄物処理施設の防水機能の向上 （3）簡易トイレ等の確保
		4－4	地域交通ネットワークが分断する事態	（1）緊急輸送路、避難路等の機能確保 （2）道路・橋梁等の機能確保 （3）道路整備に合わせた防災まちづくり （4）生活道路等の整備 （5）災害対応力の強化
		4－5	大規模災害や異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	（1）農業用水施設の更新・整備 （2）節水・再利用対策の推進 （3）消防用水の確保 （4）井戸の活用
5	流通・経済活動を停滞させないこと	5－1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力の低下による経済活動の麻痺	（1）民間企業における自主防災力の強化促進 （2）エネルギー等の自給・供給力の強化促進 （3）幹線道路等の整備
		5－2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	（1）代替性確保のための幹線道路ネットワークの強化 （2）災害対応力の強化
		5－3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	（1）備蓄の推進 （2）ライフラインの強化 （3）農業生産環境の整備

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		強靭化に向けての取組内容
5	流通・経済活動を停滞させないこと	5－4	農地･森林等の荒廃	(1)農地等の適切な整備･保全等 (2)森林の適切な経営管理等
		5－5	観光や地域農産物に対する風評被害	(1)風評被害防止に向けた正確な情報発信 (2)災害の早期復旧による信頼の回復
		5－6	有害物質の大規模拡散･流出	(1)有害物質取り扱い事業者への対応 (2)有害物質への対応力強化
6	被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ること	6－1	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	(1)復興を支える人材の確保 (2)復興ビジョンの策定
		6－2	道路啓開等の遅れにより復旧･復興が大幅に遅れる事態	(1)道路の啓開等
		6－3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	(1)一般廃棄物処理施設の防災機能の向上 (2)災害廃棄物の処理 (3)災害公営住宅の建設、応急仮設住宅等の確保 (4)住宅再建の人材確保 (5)建設資材等の供給 (6)災害対応力の強化
		6－4	地域コミュニティの崩壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態	(1)コミュニティ活動推進支援 (2)自主防災力の向上 (3)復興基盤の整備 (4)被災者等の生活再建等の支援
		6－5	文化遺産や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形･無形の文化の衰退･喪失	(1)災害からの文化遺産の保全 (2)コミュニティの醸成による文化財等の保全意識の醸成 (3)多様な交流による地域文化保全意識の醸成 (4)自主防災意識の向上による地域文化の保全

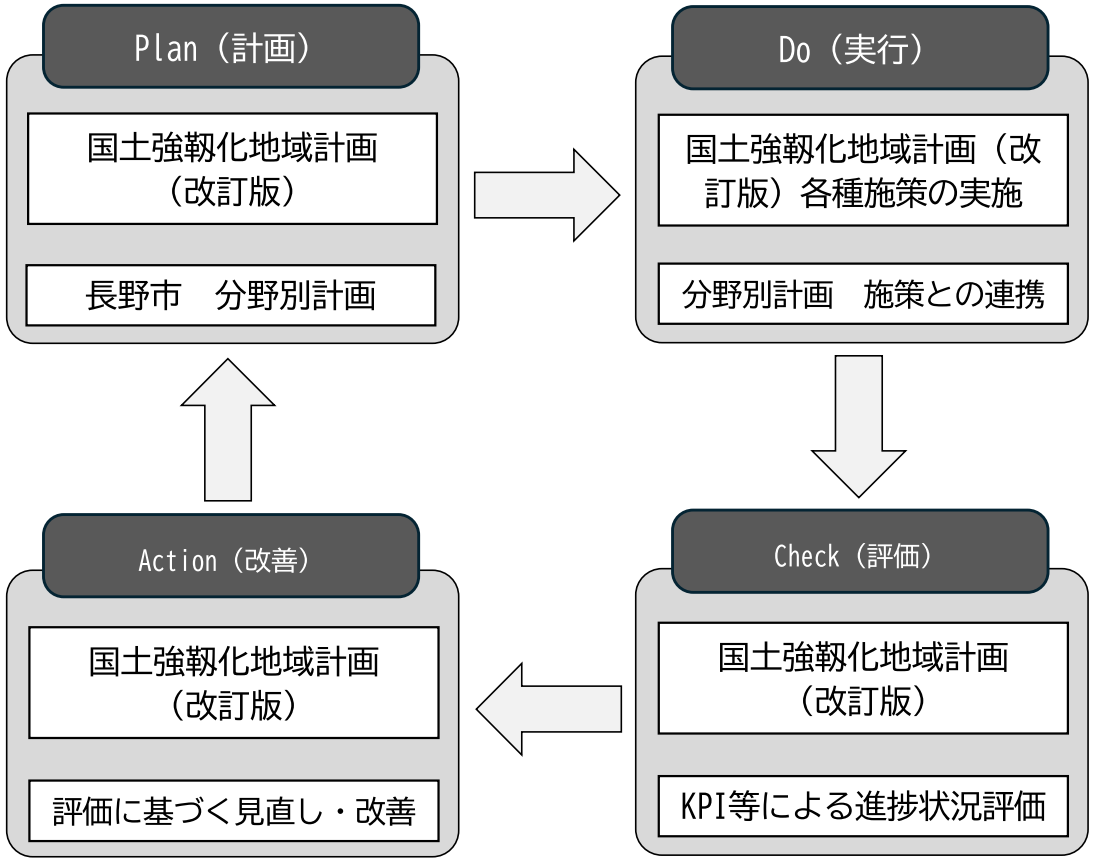
7. 計画の進捗管理

① 推進体制

強靭化に向けての取組は、いずれも一つの担当部局の枠内のみで実現できるものではありません。
従って、全庁一丸となって横断的に推進していくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携・協力体制のもとに進めていきます。

② 進捗状況の把握

強靭化の取組を着実に推進するため、関連事業等の進捗状況について重要業績指標（KPI）等を活用して毎年度把握していくものとし、計画の達成状況を確認しつつ、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施します。



③ 計画の見直し

本計画は、第六次長野市総合計画に定められた様々な取組と整合を図るとともに、社会情勢の変化や国・県等の動向、計画の進捗状況の結果等を踏まえ、必要に応じ柔軟に見直しを行うものとします。